

## 杉戸町下本村集会所運営審議会規則

〔昭和51年 3月31日  
教委規則 第1号〕

改正 平成13年 7月13日教委規則第 1号  
平成14年 3月29日教委規則第 7号  
平成14年 9月27日教委規則第17号

(設置)

第1条 杉戸町下本村集会所(以下「集会所」という。)の円滑な運営をはかるため、杉戸町下本村集会所運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 審議会は、集会所事業の企画及び運営に関して教育委員会の諮問に応ずるとともに、集会所の運営管理に協力するものとする。

(委員の委嘱)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げるものの中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 公民館代表
- (2) 町内小中学校代表
- (3) 部落解放同盟杉戸支部代表
- (4) 社会教育関係団体代表
- (5) 人権教育推進協議会代表
- (6) 識見を有する者

(委員の定数)

第4条 委員の定数は、10名以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第6条 審議会に委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選により定める。

(委員長の任務)

第7条 委員長は、会議の議長となり、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が代理する。

(会議)

第8条 審議会会議は、必要により教育委員会が招集する。

(議決)

第9条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(事務)

第10条 審議会の事務は、教育委員会で処理する。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。